

令和4年度 予算編成方針

1 本市財政を取り巻く状況

国の「月例経済報告」（令和3年9月）によると、我が国の経済は、新型コロナウイルスの影響により、依然として厳しい状況にある中、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気の持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっているとされている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）においては、脱炭素、デジタル化、地方活性化、子ども・子育て支援の4分野に重点配分を行いつつ、デフレ脱却・経済再生や財政健全化等に取り組むことが示されている。

こうした中、本市は、歳入確保と必要な事業量の確保の両立を目指し、以下の取組を実施してきた。

歳入の面では、市税等の徴収強化に取り組み、市税全体の収納率は、平成25年度は90.6%であったものが、令和2年度には97.3%（6.7%増）まで向上し、市税全体の収入額についても、平成25年度から令和2年度の合計で、約406億円の大幅な增收となっている。さらに、市有地の積極的な売却による財源の確保に加え、施設整備基金の活用等による市債発行の抑制、土地開発公社の借入金残高を7年間で約402億円と大幅に圧縮したことなどにより、市全体の借入金残高の削減を実施してきた。これらの取組を通じ、歳入の確保、財政の健全化、将来世代の負担軽減を着実に進めてきたところである。

歳出の面では、3大プロジェクトを順調に進めるとともに、中核市のメリットを最大限に活かしながら、医療、子育て、保育、教育環境の更なる充実、市内経済の活性化、地域の特性を活かした都市基盤整備、生物多様性に富んだ自然環境の保全などの「川口の元気」を生み出す、60万市民の目線にあった、様々なまちづくり施策を積極的に展開してきた。こうした取組の成果として、「本当に住みやすい街大賞」の2年連続受賞という史上初の快挙を成し遂げるなど、本市のまちづくりは大きな成果を上げている。

また、新型コロナウイルス感染症対応については、一日でも早く、一人でも多くの希望者にワクチン接種を行うため、県下最大規模の集団接種会場を確保するほか、個別接種に係る臨時協力金の支給など、本市独自の様々な施策を織り込んだ「川口モデル」を構築し、切れ目のない重層的な接種を迅速に進めている。さらに、中核市への移行に伴い設置した保健所においてPCR検査体制の充実を図りつつ、全国に先駆けての医療機関や小規模事業者等

への支援制度の創設や、市独自の酸素ステーションの整備など、本市の実情に応じた迅速かつ柔軟な感染症対策を講じてきたところである。

このような財政を取り巻く状況のもと、令和4年度については、将来にわたる財政の対応力を維持しつつ、「川口の元気」の原動力となるまちづくり施策と感染拡大防止対策との両立を図りながら、「住みたい、住み続けたい」と思われる「さらなる選ばれるまち川口」の推進に向けて取り組むこととする。

2 予算の編成方針

令和4年度の予算編成方針は以下のとおりとする。

- (1) 「さらなる選ばれるまち川口」の推進のため、以下に掲げる各施策に積極的に取り組むこと。
 - ア 市内事業者及び市產品の活用による市内経済好循環の創出
 - イ 子どもを安心して育てられる施策等、ライフサイクルに合った環境を整備することによる若い世代の定住促進
 - ウ 外国人住民の多様性を活かしながら、ゴミの分別の周知啓発などを通じて地域社会への包摂を図る等、多文化共生を推進し、誰もが住みやすい安全安心なまちづくり
 - エ 市内雇用の活性化を推進する働きやすいまちづくり
 - オ 生物多様性の保全に配慮した自然保護や環境対策
 - カ 中核市として風格のある文化の高揚
- (2) 感染力の強い新たな変異株へと次々と変貌する新型コロナウイルスに対して、引き続き、しっかりととした感染症対策事業を実施すること。その際、市内医療機関への支援による医療提供体制の強化、感染症対策を徹底した上での事業再開、市内事業者のニューノーマルへの移行支援、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた各種事業なども併せて検討すること。
- (3) 国の動向も踏まえつつ、デジタル・トランسفォーメーション（D X）の推進、カーボンニュートラルの実現、持続可能な開発目標（S D G s）の達成、働き方改革などの視点を各施策に積極的に取り入れること。
- (4) 既存事業については、新型コロナウイルスを契機とした社会経済情勢や市民ニーズの変化等も踏まえ、事業の目的やこれまでの成果について改めて確認し、優先順位、必要性、効率性、実効性などを再検証のうえ、廃止を含め事業手法を見直すこと。
- (5) 公共施設等の改修等については、公共施設等の全体の状況を把握のうえ、

中長期的な視点に立って、計画的に更新・統廃合・長寿命化を行い、財政負担の平準化を図ること。各課の所有施設については、更新等の計画を策定し、更新等に充てる財源を精査したうえで予算要求を行うこと。

- (6) 事業に要する財源は自らが確保する意識を持ち、歳入確保があつての歳出であることを念頭に、柔軟な発想による財源の発掘、獲得に努めること。また、指定管理先の使用料も含め特定財源の収入状況を把握し、今年度の収支を正確に見込み、予算編成に反映させること。
- (7) 国・県の予算編成及び制度変更等の動向を注視し、迅速かつ的確な対応を図ること。また、他の自治体等の先進事例を積極的に情報収集し、高度かつ効率的な市政運営に努めること。